平成２３年（フ）第２５０号
熊本市大窪２丁目６番１号
債務者　藤本　葉子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１２８１号
横浜市戸塚区汲沢町1073番地
債務者　齋藤明日香
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９２号
東京都稲城市矢野口834番地オーチャードＢ101
債務者　中里　　博
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４１６号
東京都練馬区向山１丁目３番２号ホワイトコーポＢ203
債務者　永原奈穂子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６１１号
東京都稲城市大丸263番地の３エンゼルハイム101
債務者　石井　暁義
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３４７号
横浜市神奈川区西寺尾４丁目７番12号　メゾンマリーナＥ棟115号
債務者　齋藤　　樹
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３４８号
横浜市青葉区市ケ尾町495番地14　ハイツ緑園Ｂ―202
債務者　斉藤久美子
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４５５号
横浜市中区住吉町６丁目66番地２　サンフラット関内404号室
債務者　庄司　双江
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４７８号
横浜市港南区上大岡東１丁目34番16号　藤ハウス202
債務者　小林　幸弘
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４１号
愛知県豊橋市富士見台３丁目26番地45　Ｂ―106、従前の住所鹿児島県鹿屋市串良町岡崎2406番地
債務者　上村　和明
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月１日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１５１号
愛知県豊橋市東岩田４丁目９番地１　１―１、従前の住所愛知県碧南市道場山町２丁目58番地
債務者　野村　幸司
1　決定年月日時　平成23年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月１日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２４９号
川崎市宮前区平３丁目９番29号
債務者　新納はる江
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２９６号
川崎市中原区上小田中６丁目11番22―305号　フォワイエ中原
債務者　呉屋　幸久
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
愛知県豊田市美里１丁目７番地１　コーポ長嶋201号
債務者　大野　　浩
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月25日午後１時50分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２５６号
愛知県豊田市住吉町１丁目９番地５
債務者　田吹　光一
1　決定年月日時　平成23年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月25日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係